

総務政策委員会記録

開会年月日	平成30年7月9日
開会時刻	午前9時56分
閉会時刻	午前11時03分
出席委員名	◎岡田善行 上村和生 井村貴志 鈴木豊司
	吉井詩子 吉岡勝裕 黒木騎代春 世古口新吾
	西山則夫 議長
欠席委員名	—
署名者	井村貴志 鈴木豊司
担当書記	山口徹
審査案件	議案第53号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算(第1号) (総務政策委員会関係分)
	議案第56号 伊勢市市税条例等の一部改正について
	議案第57号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について
	議案第64号 伊勢市住居表示に関する条例の全部改正について
	議案第65号 第3次伊勢市総合計画基本構想の策定について
説明員	情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課長
	総務部長、総務部参事、総務課長、課税課長
	環境生活部長、環境生活部参事、戸籍住民課長
	産業観光部長、商工労政課長
	その他関係参与

審査経過

岡田委員長が開会を宣言し、会議成立宣言の後、会議録署名者に井村委員、鈴木委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、去る7月2日の本会議において審査付託を受けた「議案第53号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中、総務政策委員会関係分」外4件を審査し、すべての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は次のとおり。

開会 午前9時56分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、井村委員、鈴木委員の御兩名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る7月2日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました5件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【議案第53号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）（総務政策委員会関係分）】

◎岡田善行委員長

それでは、はじめに「議案第53号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の8ページをお開きください。

8ページから9ページの歳入の審査を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に1ページにお戻りください。

条文の審査を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で、議案第53号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第53号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第56号 伊勢市市税条例等の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に条例等議案書の55ページをお開きください。

55ページから98ページの「議案第56号 伊勢市市税条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

はい、私はこの56号のうちの給与所得控除や公的年金控除額の見直し、及び基礎控除の見直しにつながる部分の点と、それと先端設備等導入計画に関わる固定資産税特例、この二つの部分に関連してお伺いします。

一つ目はその給与所得控除、これを見直すということなんですが、基礎控除を10万円引き上げる、逆に給与所得控除が10万円引き下げる、そういう改正というふうになってると思いますけども、差し引き給与所得者にとっては、税額に変化はないというふうに事前にお伺いしたところ、そういう御説明をいただいています。

なぜこのような改正がなされているのかってという点について、ちょっとわかるように説明いただければと思いますが。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●世古口課税課長

黒木委員の御質問にお答えをいたします。

給与控除の引き下げ、基礎控除の引き上げということでございますけれども、給与控除の引き下げにつきましては、平成26年度当時、国際的な観点から主要国並みに暫時、適正化するという方針のもと、現行の水準は課題ということで見直しが必要になって基本的な方向性が示されております。

これにより、平成26年度の改正から徐々に給与を所得控除額の上限が引き下げられるものとなったものでございます。

そのことにつきまして、現在の経済社会の著しい構造変化の中で、働き方が多様化している状況を踏まえて、フリーランス等、働き方の違いの中で、高齢者や能力がある方が経験を生かして業務単位で仕事を請け負うなどの多様な形で働く方を応援するために、給与控除、また公的年金所得等の控除の見直しを図って、一部を基礎控除に振りかえることで働き方改革の後押しとなるという考えのもとに、今回の改正がなされたものと認識しております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

今のうち基礎控除については、理解できますけれども、逆に給与所得控除についてはいろいろ異論もありますけれども、それをおいて給与所得控除との上限の引き下げ、これがですね、市民にどんな影響が出るというふうになるか、差し引き増税にはなりませんよということなんですけど。

その他の制度との関係で影響もあるんじゃないかっていう点と市税収入への影響についても合わせて、教えてください。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●世古口課税課長

委員の質問にお答えいたします。

委員先ほどから仰せのとおり、給与所得者及び年金所得者の大半の方については、それぞれの控除額が減額ということになりますけれども、基礎控除額が増額となることから、基本的には税負担の増加はございません。

しかしながら、この改正によりまして、事業所得者、不動産所得者等のみの方につきましては、基礎控除額が増額となることから、基本的に減税ということになります。

また、同時に、控除対象配偶者や、控除対象扶養親族の要件である基準額が48万に引き上げられますので、事業所得者、不動産所得者等のみの方の控除対象配偶者及び控除対象扶養親族者を非扶養者としやすくなるため、減税につながるということが考えられております。

さらに、非課税限度額が引き上げられますことから、所得控除の見直しの影響を受けな

い、事業所得者、不動産所得者等のみの方につきましては、非課税対象者が増加するということが予想されております。

したがいまして、給与所得者や年金所得者等の高額所得者につきましては、今回の改正で高額所得者の部分ございますけれども、その方については一部、税負担をしていただく一方で、それら以外の方につきましては、減税につながるというようなことが考えられるところでございます。

委員御質問の市の税収のことでございますけれども、今後の税収につきまして、データ的にその部分を抽出して試算することが、現在の状況では難しいため、まことに申しわけございませんけれども、税収の見込みについては現段階ではお答えしかねますので、御了承いただきたいというふうに思います。以上でございます。

◎岡田善行委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。所得金額によって算定基準が定められている、国民健康保険料とか、あるいは介護保険料とか、後期高齢者保険料、これは増税にはならんけど、こういったこの社会保障の制度との関連で影響が出てくる部分があると思うんですけど、それについてはどんなようなことですか。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●世古口課税課長

委員仰せのとおり、社会保障制度の多く、国保料、保育料等、所得金額を利用して給付や、負担水準を定めているのものがございます。

このことによって、影響等が生じると考えられる場合は、今後、それぞれの制度の所管保障を始めとする関係部署で対応するように、という旨の通知が総務省から出ております。

制度実施まで、まだ若干時間がございますので、その通知等また庁内で情報共有しながら、調整していきたいというふうに考えております。

◎岡田善行委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

もうネットを見ても、保険料なんかは変わってきますよってというような、そんなこともありますので、関心のある市民は見てるというふうに思いますんで、できるだけ確定した時点で早く市民に周知やら、影響がですね、所得がふえてないのに、保険料が上がってくるってようなことがないように手だてを打っていただくような手配をお願いしたいと思います。

それともう一つは、先端設備等の導入計画に関わる固定資産税の特例の話ですけれども、これは、中小業者等が取得した生産性の向上に資する設備を導入した場合、固定資産税のこれ割合をゼロにするというようなことで、説明も本会議場でいただきましたけど、これは市内の中小企業の活性化とか、全体の産業活性化につながるようになっていただければというふうに私も思いますけど。ちょっと伺いたい点は、伊勢市は先端設備導入促進計画、これをつくって、認定の対象業種とか対象地域を定めることになると、この計画をつくってるところやっというふうに伺ってますけど、その概要について、どんな計画になるんか、現在でわかってる時点についての見通し、あるいは内容について教えていただきたいと思っています。

◎岡田善行委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

市が策定いたします促進基本計画、これにつきましては、国から示されております導入促進指針等に基づき、作成することといたしております。

その国の指針の中では、認定の対象業種や対象地域は、また対象の業種、事業等についても、特段その限定はせずすべての業種、事業等ということでされておりますので、市の定めます計画もそれに基づくものになります。以上でございます。

◎岡田善行委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員

他所の市でつくってるところを見させてもらいますと、導入促進計画の中にですね、条件として人員削減を目的とせずというような規定を入れているのを見ました。先端設備導入計画では期待される効果として労働者不足の解消があるというふうに聞いておりますけれども、一般的にこんな先端的な設備導入が前提となったら、当然、省力化、あるいは合理化につながるということで、それはプラスの意味で生産性向上につながるんなら、いうことはないんですけど、例えば人員整理につながっていくような、そんな内容になったら元も子もないっていうふうなこともあると思います。

その辺でちょっとよくわからんですけど、こういったことも踏まえて、人員整理につながらないような内容、産業活性化につながる、そんなような基準ていうようなこと考えてもうとるということでいいんでしょうか。

◎岡田善行委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

はい、先ほどお答え申し上げました国の指針、こちらの中で、議員が懸念されておしま

すような人員削減に繋がっていくようなことがあってはならないということも示されておりますので、またそのひな型というものも示されておりました、その中でもそういった文言が盛り込まれておりますので、その点は議員の懸念されるようなことはないかと存じます。

◎岡田善行委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員

これら特定の認定を受ける対象となる中小企業者、これ業種分類とか資本金の額とか出資の総額とか、使用する従業員数など、基準が設けられていると思いますけど。こういう対象となる企業の数は、伊勢市内でどの程度見込まれるんでしょうか。

◎岡田善行委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

最新の2017年版の市政統計要覧によりますと、市内の民営事業所数は、6,858事業所、そのうち中小企業となりますと、約6,840事業所ということでございます。

◎岡田善行委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員

相当大きな数になると思いますけど、生産性の高い設備投資というのはどういう設備なのか、特殊な設備となりますと、一部の企業への適用だけになってしまうんじゃないかっていうふうに思うんですけど。そういった意味で、ちょっとイメージが湧かないんで、設備投資の内容に基準もあるんか。

中小企業に対して広く一般的に適用されるようなそんな計画になるのかっていう点で、考えがあったら教えてください。

◎岡田善行委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

対象となる設備ということでございますけれども、エネルギー効率ですとか、あと単位時間当たり生産量といった生産性向上に資する指標というのがございまして、この指標が、旧モデル比で、年平均1パーセン以上向上する設備ということになってございます。

その設備につきましては、機械装置ですとか、測定工具、及び検査工具、器具備品、建物付属設備というのがございまして、それぞれに金額の定めがございまして、

一番高いのが機械装置で160万円以上、最も金額が低いのが測定工具、及び検査工具、

並びに器具備品で30万円以上となっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました、ありがとうございました。

伊勢市の場合は、現在計画を策定中というふうに聞いてますけど、いつごろ計画ができるのか、国との協議等による見通し、その辺はどんなもんか教えてください。

◎岡田善行委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

国から示されております指針をもとに作成いたしました計画案につきまして、国の機関へ事前協議を行ってまいりましたけれども、このほど最終案がまとまりましたので、国の機関の同意を得るべく、正式な協議に付したところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

地域における経済の振興に大いに資することを期待したいと思うんですけど、計画期間中に何件程度の計画の認定を目標とするのか、その辺についても目処で結構ですので教えてください。

◎岡田善行委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

今般の特別措置法の前身とも言うべき中小企業経営力強化法、こちらに基づきます固定資産税特例の実績から勘案いたしますと、年間約20件ほどということで、目標として定めております。以上でございます。

○黒木騎代春委員

ありがとうございます。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

本体の税制改革そのものについては疑義もあるんですけど、今回伊勢市が関連する部分での条例にかかわっては、特にそういうこともありませんので、賛成させていただきたいと思います。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第56号 伊勢市市税条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第57号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、99ページをお開きください。

99ページから107ページの「議案第57号伊勢市都市計画税条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

世古口委員。

○世古口新吾委員

この57号につきまして、都市計画税の課税標準の特例割合ということで、5分の4という数字が明記されておりますが、これに対する改正によるどういう影響が出るのか、その辺について、もうひとつピンと来ないので、御説明願いたいと思います。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●世古口課税課長

この都市計画税条例の改正につきましては、先ほどの56号市税条例の改正と合わせた改正になっている部分でございますけれども、5分の4の特例割合の改正というものにつきましては、平成24年度からあります、わがまち特例に係る改正で今回新たに追加されたものの分でございます。

追加されたものの案件につきましては、平成30年3月に伊勢市立地適正化計画が策定されましたことによりまして、その認定誘導事業者が整備した、公共施設等の用に供する家屋及び償却資産が新たに特例の対象となったということございでございます。

これにつきまして、国の課税標準の特例割合、10分の7以上、10分の9以下ということでございますけれども、参酌基準の5分の4の市税条例で改正をしていきたいというふうに考えておるものでございます。

◎岡田善行委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

再度お聞きしますが、5分の4という部分の数的なものについては、各市町と同等のものですか。それともまた伊勢特有のものですか。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●世古口課税課長

このわがまち特例と言いますのは、国のほうから基準の割合といたしまして、先ほども申し上げましたけれども、10分の7以上10分の9以下、その間で決めていいですよ、いうものでございます。ただ、この基準といたしまして、特段の例がない場合については、参酌基準ということで、5分の4ということで示されてございます。

伊勢市におきましても担当課のほうと協議をさせていただきましたところ、今回、特段、参酌基準以外で制定する理由はないということで、伊勢市につきましても、5分の4という率で制定はさせていただくということになります。

以上でございます。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第57号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第64号 伊勢市住居表示に関する条例の全部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、143ページをお開きください。

143ページから145ページの「議案第64号 伊勢市住居表示に関する条例の全部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この部分です、何点かお聞かせをいただきたいと思えます。

本件につきましては、2月14日の総務政策委員協議会のほうで報告がされまして、基本的には、枝番号の表記に反対するものではありませんけど、何点か聞かせください。

まず、枝番号表記について確認をさせていただきたいというふうに思えます。

この枝番号の付定方法につきましての定めといいますか、基準というようなものはあるかないかお尋ねをさせていただきたいんですが、総務省のガイド方式によります、住居表示の実施基準にはですね、その枝番号表記について特段の規定もなかったかなというふうに思っております。

ということは、それぞれ自治体の判断で枝番号制度を導入して、また自治体独自の方法でもって枝番号を付定することになるというふうに理解をさせていただきたいと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。まずお聞かせください。

◎岡田善行委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

県内の市町におきまして、現在、住居表示を実施しているところは7市ございます。

その中で6市が枝番号を付定しておるわけですが、今、枝番号につきましては議員がおっしゃるとおり、特段の取り決め等はございません。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それではですね具体的に、その表示の方法についてお聞かせをいただきたいんですが、今の住居表示はですね、その街区を時計回り10メートル間隔で区切って、号、今の何番何号の号をつけていると思うんですが、この前の報告にもありました市民の声にもですね、受付順とか、住居配置図順とか、いろんな意見があったように思うんですが、実際具体的にどのような形で、その番号、枝番をつけていくのか、その辺、具体的にお示し願えないでしょうか。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

住居表示番号の付定の申請がございました場合は、まずは街区地図を用いまして現地へ赴きます。

それで実際の建物がどの位置に立っており、主要な玄関口がどの番号に直結しているかを判断しまして、その番号をつけているような現状でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

その街区ですか、今の街区方式によります間隔ですね、10メートル間隔でしてると思うんですが、その辺はいかがですか。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

この住居表示が昭和40年当初から始まっておりまして、その当時から10メートル間隔で番号をつけているという方式には変更はございません。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

番号そのものも10メートル間隔でつけていくのか、ということをお尋ねしてるんですが。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

すみません、失礼いたしました。

現行10メートル間隔でつけることによりまして、間口が同じところへ出てしまうという
ような現状もありますので、今回に関しましては基本的には5メートル間隔で重複しない
ような形でつけていきたいというふうに考えております。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、わかりました。それとですね、この枝番号をつけることによって、対象となる方
はさまざまな手続が必要になってくるのかなというふうに思うんです。

その辺は対象の方に説明をされると言われておるんですが、住所の変更等いろいろあると
思うんですが、市と市以外に分けてですね、具体的に何をどのようなものを変更手続をせ
んならんのか、その辺具体的にできましたらすべて教えていただきたいと思うんですが。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

すべての手続が個人によってさまざま違いますので、すべてを掌握しているわけではご
ざいませぬけれども、例えば、それ以外ですと免許書の変更、銀行などの金融機関への届
け出、ガスや電気の開閉の届け出、こういったものが変わってくるかと思えます。

ただこの部分につきましては、市民の皆さんの御負担でということをお願いをしたいと
いうふうに考えております。

庁内の各部署における連携につきましては、これは私どもが努力をすることによって解
消できると思えますので、その辺のところは関係部課と連携をとりまして私どもで進めさ
せていただこうというふうに考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

庁内の関係いろいろ印鑑登録、マイナンバー等いろいろあるんですが、それは庁内で
職権で対応していただけるということによろしいですね。

それと庁外について、もう少しつかんでみえるものがあればですね、お示しをいただき
たいんですけど。

◎岡田善行委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

庁外につきましては、申しわけございません。先ほども申し上げましたが、個人によって該当する部分はかなり違ってまいりますので、今、調査を含めてやっている最中でございます。御容赦いただきたいと思っております。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

どのようなものが想定されるかということをお聞かせいただきたかったんです。

大変、種類が多くなってきてですね、その枝番号をつけようとする方は、大変複雑な手続が必要になってくるのかなというふうに思います。それも結構ですんで、ぜひそういう方の申請があればですね、その辺は、漏れることなく、丁寧に親切に教えていただきたいと思っておりますので、その点は、一つよろしくお願ひしたいと思っております。

次、全部改正の必要性についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

議案書の説明ではですね、住居番号の変更のほか、所定の規程の整備を行うために全部改正するんやということでもございました。また副市長の補足説明では、現行の条例では、枝番号の導入に際しての変更の手続が定まっていないので整備をする、とともに変更の通知など全面的な規程を見直すため全部改正をするという説明であったかと思っております。

四日市市さんが平成25年4月から枝番号を導入しておると思うんです。それで、四日市の住居表示に関する条例を見させてもらったんですが、伊勢市の条例と平成17年に制定した条例なんですが、全くほとんど一緒なんです。

ただ1カ所違っておまして、住居番号の変更の規定の中でですね、他の住居番号との重複を解消するため、当該住居番号の変更を市長に申し出ることができる。その1項目、入っておただけで、そこにはっきり規定が置かれておりました。今回、全部改正ということで提案いただいておりますが、四日市市の条例に見られますように、その住居表示番号の変更の1項目を追加すれば事足りるというふうに理解をいたしました。また、全くそういうことで不都合はないのかなというふうに思います。

それともう1点ですね、行政のほうでワークブック法制執務というのがありまして、その中に一部改正とするか、全部改正とするか、基準は何かということで、解説が置かれております。

そこにはですね、一部改正の方式で行うか、全部改正の方式で行うかについての明確な基準があるわけではありませんが、その条例における改正部分が広範囲にわたり、かつ規定の追加、削除、異動そういうものが大幅に行われる場合に、一部改正の方式によっては改正が大変複雑となってわかりにくい。というような場合は全部改正を行うんやというような解説があります。今回の場合は、これらに該当しないように思うんです。

そのような状況も踏まえながらですね、なぜ今回全部改正で御提案なされたのか、その

辺一つお聞かせください。

◎岡田善行委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

まず、前段のお尋ねでございます。

四日市市にあって伊勢市にないという、この枝番号の部分が非常に大きなポイントであるかと思えますけれども、現行条例におきましては、住居番号変更するのは、出入り口の変更等によって、基本番号が変わる場合、二つ目としましては、街区そのものが変更が生じた場合、三つ目にはその番号付定が正しいものでなかった場合、この三つのみが、規定されております。

したがいまして、伊勢市において枝番号を付定するという事は、この三点にいずれも該当しないことから、住居表示、条例の改正をするということに決定したところでございます。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中川総務課長

すみません。私のほうから全部改正の方式を採用したという点についてお答えをしたいと思えます。

今回、委員さんおっしゃっていただきましたように、全体的に見直しをかけて、当時、昭和38年、この法律ができたときに当時の自治省からも、条例準則というものが出ております。

その条例準則が基本形かなというのもありまして、そこら辺のものと現在の実務を照らし合わせて、現行の条例もあわせて三つの点から、今回どうするかという形で見直しをかけました。

先ほど戸籍住民課長から申し上げましたように、枝番号制度の導入については、住居番号の変更にあたるということになりますので、その変更の申し出をいただくについて、根拠の規定があるかどうかというあたりで、四日市さんは一文にですか、ある部分を入れられたというようなお話ですけれども、そういう点も含めて全体的に条例準則を基本としながら、見やすいような形をとれないかという、市民の方からも、こういうときは申し出をせないかん、こういう手続があるやなというような一覧がわかるような形で、ちょっと、そういう展開も含めて、全体を見直させていただいたというところでございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

いま条例準則というお話があったんですが、この準則そのものは国のほうから自治体に示します標準的な条例モデルということで、必ずしもそれに従う必要はないということであらうかと思えます。

それで昭和38年当初からですね、その中で当初の準則というのは、今回御提案いただいた、全部改正案ということで理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。準則の改正はなかったんか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中川総務課長

はい、準則自体の改正は、今までないというふうに考えております。

そこら辺を条例準則と全く一文一句、一緒というわけではないんですけども、それを伊勢市の実務とか、照らし合わせて、少々アレンジといいますか、うち独自の規定というわかりやすいような工夫もさせていただいておるところでございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

私はですね、今回のお示しをいただきました全部改正の条例につきましては、読んでみたらもともと漠然としてですね、なんかわかりにくい条例になってしまうかなというふうに思っております。

今回の条例案につきまして、準則を参考にして提案いただいたわけですが、今現在ある平成17年の条例の第5条では、枝番号というのは対応はできなかったということでもよろしいですか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中川総務課長

すみません、私のほうからお答えします。

現行の条例の第5条ですと土地区画整理事業と、こういった大きな開発等があつて、街区の形質そのものが変更されることによってということで、それを前提と条件の大前提でもってきてます。

今回の枝番号表記の導入ということについては、そういう変更はなしに、今現在正しく基礎番号、住居表示番号の基礎番号というのがあるんですけども、それをもとに正しく表示されている。それに対して、複数の建物で同一の住居番号になってしまうという、そういう重複を避けるためですので、正しく表記、表示されているものについての変更というこ

とになりますので、ちょっと5条をそのまま使うというのは無理かなというふうに判断したところでございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

第5条にですね、その他の原因によりということ書かれておりますので、ちょっとお尋ねをさせていただいたわけでございます。

次にですね、今回の条例の第3条第3項の規定が副市長がおっしゃいます変更の手續にあたると思うんですが、その辺の確認とですね、その規定の中にあります、変更する必要が生じたとき、というふうに書かれておるんですが、それをどのような状況を想定をされておるのかお示しをいただきたいと思います。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

今回提案させていただきました第3条の第3項の部分が、今回の枝番号に当たる部分でございます。

今回、変更する必要が生じたときというのは、すべての重複番号に対して強制的に枝番号をつけるということではなく、住民の皆さんが非常に不便を感じてどうしてもつけたいというような要望があったというときのみ、申し出をすることができるという、できるの形で示させていただきました。

これが今回の番号の変更の特徴的な部分であるというふうに考えております。

以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

それとですね、議案書の説明にですね、住居番号の変更について定めるほか所要の規定の整備を行うために全部改正するんやという、説明になっておるんですが、この所要の規定の整備、ここ先ほども説明あったんですが、この辺具体的にどこがどう変わってきたのかお示しをいただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長

●西川戸籍住民課長

現行条例におきましては、かなり詳細な形での条文があがっております。

例えば、こちらのほうの第9条におきましては地上160センチのところはこのナンバープレートを表示しなければならないとか、こういったことまで規定されております。

現在におきましては家屋の形等も変わってきまいりまして、必ずしもこういった数字が正しいものではないような状態になっておりますので、それも含めて、変更をさせていただくと、それと届け出に関する書式等も、できる条例になりますので、その辺もあわせて変更させていただくというのが今回の提案をさせていただきました内容でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今ですね、160かな具体的な数字をおっしゃいましたんですが、それにつきましては今の総務省のその基準の中に、謳われておるんですわ。その数字そのもの一緒なんで、特段問題はないかと思うんです。そこらはもう答えは要りませんが。

それとですね、大きなポイントになるかと思うんですが、全部改正をしなければ、あるいは、一部改正であれば必要ないというふうに思うんですけど、附則におきましてですね、経過措置の規定が漏れているのではないかとということで、お聞かせをいただきたいと思えます。

今回、全部改正ということで、平成17年制定の住居表示に関する条例につきましては、廃止といいますかなくなってしまう。

そして新たな条例につきましては、公布の日から施行されるんですが、今現在の住居表示、先ほどもおっしゃっていただいたんですが、昭和40年から住居表示が行われておるんですが、新たな条例の施行前に行われました住居表示というものは、平成17年に制定されました住居表示に関する条例の廃止によりましてですね、その根拠が消滅する、なくなってしまうことになるのではないかなというふうに考えます。

したがいまして、今現在実施をされております住居表示につきましては、新たな条例の規定に基づきます手続等がなされたものとみなすというような、経過措置が必要であるということに考えるわけでございますが、その点いかがでしょうか。

平成17年の条例におきましてもですね、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに合併前の伊勢市住居表示に関する条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすというような、規定が置かれております。

この条例施行前の住居表示の実効性について、担保されておるというふうに思うんですが、その辺、経過措置が漏れていないかということをお聞かせください。

◎岡田善行委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

住居表示の制度に関しましては、住居表示に関する法律で定められておりまして、条例は、街区符号や住居番号の付定、変更等に当たっての手續と住居番号の表示方法の基準を定めるものとなっております。

街区符号や住居番号のもととなる基礎番号の根拠は法律の規定にありまして、伊勢市の条例の規定ではないため、条例の改正によって、その根拠がなくなるということにはならないというふうに考えております。

また、この条例改正の間に起こるべきことをいろいろと御心配いただいておりますが、この4月1日から6月末日までの間に通常の件数でいきますと、27件の住居表示の申請が出ております。

一月平均で大体9件あたりになりますけれども、この件数でございますし、また、今大規模な宅地開発等も出ていないことから、このような申請が出た場合は速やかに対応することで市民の皆様には迷惑をかけない方向で対応したいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今の経過措置の関係につきまして説明いただいたんですが、その部分につきまして私は納得することできないんです。じゃあですね、平成17年、合併後に制定されました住居表示に関する条例、その中に何で経過措置を入れたんか。その辺はどうなんですか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中川総務課長

合併当時の経過措置の件でございます。

新設合併の場合ですけれども、合併前の旧市町村が廃止、消滅という形になります。

変わって新市町村が置かれるということになりますので、条例に関していえば旧市町村の条例はちょっと専門的な話なんですけれども、暫定施行という方法がとられない限り失効するというようになります。

また、事務の主体となります自治体についても、前と後というのは法律上、債権等引き継ぐ、事務を引き継ぐということになりますけれども、形式的には先ほど申し上げたように消滅ということになって法人格が異なることになりますので、例えば、申請の場合、宛先が変わってしまいます。

そういうことから経過措置を設けたということでありまして、今回のような、合併後の実態の中での条例改正とまた状況は異なるということでございます。

あとこれは事務的な話になるんですけれども、全国的に行われてる合併で、先行事例の状況もいろいろ参考にさせていただいて、大体、言葉悪いですけども、ほぼ一律機械的に

経過措置を行っておる新設のほうの市町村の条例において、引き継ぎますよということを改めて、確認的に置いたってというような意味合いもあって、ほとんど条例で設けとるといのが実情でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

くどいようですが、先ほどの説明の中で、住居表示につきましては、法律に基づいてやるんやと。ですから、条例によります経過措置が必要ないということなんです、とそういう説明やと思うんですけど。

この合併時の条例においてもですね、一緒じゃないかと思うんです。この時点においても法律に基づいて、住居表示を実施すればいいんやないかということになってこようかと思うんですが、その辺違うんですかね。

◎岡田善行委員長
総務課長。

●中川総務課長

すみません、繰り返しになりますけれども、形式的には自治体が変わると法人格が変わるということで、そういう面から経過措置を設けさせていただいております。

今回につきましては、同じ自治体の中での改正ということになりますので、事務自体の制度自体の本体は法律のほうにあるということから、今回は手続に関する部分になりますので、施行期日の時点で一点を見て、いるかいらないかというあたりを判断させていただいたところでございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

本体は法律にあるということなんです、これおそらく他の条例見たときに、こういう事例はいっぱい出てくると思いますよ。

そういうことで、理解はできませんが、理解はできませんけど、どうしようかな。

聞かせていただきます。

それとですね、これ事務的な話なんです、この枝番号をつけるまでに事務的といえますか、実質的にどんなような流れになってくるのか、その行政の手続を教えていただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

データ上で番号が重複する地域は、こちらのほうでリストアップしてございます。

ですので、そちらのほうの現地のほうを現状確認いたしまして、それでまずは台帳のほうを整理をしております。

その後、すべてその地区が完成いたしましたら、その該当する地域の方々にダイレクトメールでこの枝番号をつけるかつかないかの選択がございましたというような御案内をさせていただきまして、その後、本人が申し出がある場合は、こちらのほうで事務的に手続をさせていただくというような流れになっております。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

もう最後にさせてもらいたいと思うんですが、この住居表示に関する法律ですね、この住居表示を実施のために、議会の議決を経て住居表示の方法を定めると。

その後、街区符号、住居番号をつけて、告示なり、関係機関への通知、あるいは地域への報告をなささいということになっておるんですが、それ議会の議決は要しないという理解でいかどうかということと、告示とかそういう手続的なことですね、地域への報告とかその辺のは必要ないのか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

現行の住居表示実施地区以外に新たに住居表示を実施しようかというふうな判断がある場合は、こちらは議員がおっしゃられたとおり、議会の議決等も必要でございますし、また、住居表示の審議会を開催するという手続も必要であるというふうに考えております。

ただ今回の一部地域における枝番号の付番につきましては、そのような諸手続のほうが必要でないというふうに判断をさせていただいているところでございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

この法律におきましてもですね、この対象となる住民さんに対しては、この趣旨を周知徹底あるいは対象者の理解、協力を得た上で実施せよというようなことになっておるかと思しますので、その点、住民に対する配慮といいますか、その辺は親切丁寧に対応していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わらせてもらひます。

◎岡田善行委員長

他に御発言はござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ご発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第64号 伊勢市住居表示に関する条例の全部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第65号 第3次伊勢市総合計画基本構想の策定について】

◎岡田善行委員長

次に、146ページをお開きください。

146ページから150ページの「議案第65号 第3次伊勢市総合計画基本構想の策定について」を御審査願ひます。

御発言はありませんか。

井村委員。

○井村貴志委員

伊勢市総合計画審議会の皆さん方が非常に長期間にわたって、まちづくりの基本理念、おまとめいただきまして、それを受けての議会への議決でございますが、この審議会でのまた、市で決められたこのまちづくりの基本理念について、これを今後、どのように啓発啓蒙されていくのかなというようにこの具体的なことがございましたら、お知らせ願ひたいということでござひます。

◎岡田善行委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

ただいまの井村委員の御質問にお答えをいたします。

確かに審議会のほうでは、これがですね、市民の皆さんに理解といいますか、認識をいただくようにということで、特にそのあたり強くおっしゃっていただきました。

現時点におきまして、具体的にといいますと、例えば広報であったり、ケーブルテレビのようなのもまた活用できればというふうに思っておりますし、あとはホームページのようなもので少なくともそのあたりでは、周知といいますか、御理解いただくような取り組みはさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
井村委員。

○井村貴志委員

私も伊勢のホームページ、ちょっと見てみたんですが、1ページほどの伊勢神宮なんていうのが一式ホームページで出ておるわけですけど。

ちなみに、出雲市も見てみたんですが、10ページほど詳しくですね、出雲市の計画云々というのが書かれて、非常に我々もですね、勉強なるなというふうな部分が結構書かれとるんですが、このような方法でもってとか、もっと詳しくとか周知していくというような気はございますか。

◎岡田善行委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

すみません。他市の事例を御紹介いただきましてありがとうございます。

具体的にそのどういう形でといいますのは、またこれから考えていくことになろうかと思えますけれども、そういった他市の事例も参考にさせていただきたいということと、あと、この全編以外にですね、概要版というものも、今後作成をいたしまして、いろんな機会、いろんなところでですね、その概要版のほうもご提出しながら、例えばエッセンスの部分につきましては御理解いただけるような、そういうことも考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長
井村委員。

○井村貴志委員

なかなかあのパブリックコメントでもですね、伊勢神宮のことがあまり地元におっても

知らないんだというふうなお話の中で、伊勢市に住んでいる人たちとしては、そういった県外の方々が訪れたときもこういうまちですよ、ああいうまちですよというようなことが、言えるようなことが必要じゃなかろうかなというふうに思います。

これも、ほかの地域ではですね、こういう地域なんですよというようなものが結構出てる。それに対して伊勢市は1ページ、しかも神宮のことは1個も載ってない。というようなことで何かわけがあるのかなみたいな気持ちになりましたので、我々伊勢に住んでる人間としてですね、伊勢を知らんではあかんじゃないかなというような部分の中で、十分周知できるような体制でいっていただけたらというふうに思っております。以上です。

◎岡田善行委員長

発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1点だけ教えてほしいんですけど、ちょっと恥ずかしい話なんですけど、③の「地域の誇りをつなぐまち」にですね、歴史的文化的資産、自然資源、その知名度、そしてこれからつくり出す地域のアイデンティティというふうにあるんですが、この地域のアイデンティティという言葉ですが、どのような意味合い思いで使われておるのか。そのなかなか理解しにくいもので、その辺だけ説明いただけないですかね。

◎岡田善行委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

この考え方ですけれども、こういった恵まれた地域といいますか、他のところからも認知度があって、たくさん自然資源であったりですね、五穀豊穰の地というのがあとで出てくるんですけども、そういうところの地域に住んでおる市民であるというふうな、そういった、ここに育って暮らしておる、というふうな認識でそれがいろんなものにですね、伊勢市としてこう派生して、いろんなもの醸し出されとると、そういったちょっと抽象的なものなんですけれども、そういうイメージでこちらのほうは記載させていただきました。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。他にございませんか。

世古口委員。

○世古口新吾委員

この計画については、第3次ということで基本構想、基本計画、実施計画の3層でやられとるということで、これは十分理解するわけですが。やっぱり、社会状況の変化、刻々と迫るとるわけで、いろいろな具体的な実施計画が非常に今後は難しいのではないかな、このように思います。

実施計画の中では、まちづくりの主要課題として、子供を産み育てやすい環境づくり、あるいはまた高齢社会の対応、そして希薄化した地域の繋がり再生、そして集約型都市構造の促進や公共交通体系の整備、また住み続けたい場所として選ばれるまちづくりを目指してやられとるということで、資料にも書かれておるわけですが、例えば仕事を呼び込むために、地域の産業の育成、そしてまた自然災害への備え、伊勢市の有形無形の歴史的文化資産を活用した積極的な取り組みが列挙されておりますが、やはりこういったことについては、市民意識調査を参考にいろいろ取り組まれておると理解します。

やっぱり、こういったことについては、今始まったことじゃなくしてやっぱりまちづくりは、住み良い住んでみたいまちづくりということで、もう何十年も前からこういったことが提起されておまして、やっぱり具体的にどう実施計画をつくり出していくのかということが大きな課題になって来るだろうと、このように私判断するわけですが、やっぱり一歩踏み込んだ取り組みが必要ではないかな、このように思います。

これについて、担当者の考えというか、伊勢市の考えお聞きしておきたいと思っております。

◎岡田善行委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいた例えば仕事の話であったり、それから子供を産み育てやすい環境づくり、そういったものにつきましては、総合計画の取組でもそうですし、既に策定をいたしております、伊勢市まち・ひと・しごと、創生総合戦略あちらの施策のほうでの取り組みも進めておるところでございます。

先ほど実施計画の話もおっしゃっていただいたんですけども、現時点におきまして実施計画のイメージでございますが、それぞれの今、節から下に章というのがございますけれども、その中にどういった事業がこの節の目標を実現するために、事業が設けられておるのか、そういったもの洗い出しをしまして、そのことについてですね、その事業が政策ですね、政策の目的にうまいこと効果があるのかどうかというふうな視点で見ていただくようなものを考えておりますけれども、これにつきましては現時点でまだ基本構想の御審議をいただいておりますことから、また、時期を改めて御提示をさせていただきたいと思っております。

それと、このまちの魅力等につながる話でございますが、先ほど井村委員の御質問にも関係してくるわけなんですけども、例えばシティープロモーションというところですね、トータル的に伊勢市の魅力も発信をしながら、全体的にうまくそれぞれの施策にもですね影響が出てくるようなことも考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎岡田善行委員長
世古口委員。

○世古口新吾委員

ありがとうございます。実施計画については、今後の問題ということで理解するわけですが、住みたいまち、そしてまた将来のふるさとにしたい、こういったいろいろ伊勢市に対する愛着と申しますか、そういったものを生み出すためには、いろんなことをしていかなければいけないのではないか、一つわかりやすくいうと福祉の行き届いた充実したまち、ここらも非常に基本的になってこようかと思えます。

また、雇用の場があり生活にお金がかからないまち、どれだけ汗して頑張っても、手元に残る可処分所得が少なければ生活は豊かになりませんし、そしてまた、他にいろいろなものを求めて変わっていく、そういったことも十分ございますので、やはり伊勢市として一次産業、二次産業ですか、非常に大部分占める中におきまして、やっぱりそこらうまく活用していくとか日常生活にお金がかからないまちづくり、お金がそうなくても、日々愉快にまたそう不自由することなく、生活できるまちづくりが必要になってくるかと思えますが、その辺について、どのように考えておるのかお聞きしておきたいと思えます。

◎岡田善行委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

今おっしゃっていただいたことはですね、先ほど御答弁申し上げたような形ですね、伊勢市にとってのまさしくそれが魅力だというふうに思います。

これから施策の中でいろんな取り組みをしていかなければいけないものもございますし、既に伊勢市の資源として、いろいろと恵まれた先ほど自然であったりですね、歴史文化であったり、そういった暮らしやすさっていう部分も伊勢市の特徴でございますので、そういったうちのなんですか、アピールできるようなものをもっとこう提示しながら、あるいは足りない部分は施策等で補完をしていってですね、もっとこう魅力のあるまちとして、皆様方に定住いただいて、移住もしていただけるようなそういう取り組みを進めてまいりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

◎岡田善行委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

よくわかっております。地元産品の流通機構の見直しと申しますか、やはり価格を下げるための、いろいろな行政としてできる範囲の取り組みを、やっぱりお金がかからない、都会のように高価な給料もらえるわけでは。

◎岡田善行委員長

世古口委員、基本構想の中の内容でお願いできますか。

○世古口新吾委員

そうそうそう、そやで都会のように、高価な給料をもらえない、そういった田舎は田舎の政策を打ち出してもらわなければいかんではないか、このように思います。

実施計画の具体化が、将来のまちづくりを、成否を握っておるとおもいますんで、これからの話ということで、特に力を入れてこういったことについて対応していただきたい、このように思います。終わっておきます。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第65号 第3次伊勢市総合計画基本構想の策定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきました案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時03分

上記署名する。

平成 年 月 日

委員長

委員

委 員